

社労士事務所 オフィス マツムラ

誠実に・丁寧に・説明を尽くす・クオリティーの高い結果を提供します

社会保険労務士の一般的な業務として、介護事業所・中小企業・小規模事業所の人事・労務管理、助成金有効活用のための助言・申請手続き、働き方改革への対応、非正規雇用従業員さんの待遇改善への対応、社会保険・労働保険の法改正への対応などを通して、介護事業所・中小企業・小規模事業所の事業の健全な発達と従業員さんの福祉の向上に貢献したいと考えております。

どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

オフィスマツムラの3大特徴

- **介護業界に28年勤務した豊富な経験と実績←No.1の特徴です！**
- **ご相談から完結までトータルサポート**
- **丁寧に時間をかけたヒアリング**



ご挨拶

社労士事務所オフィスマツムラは令和2年5月1日に開業いたしました。この間、雇用調整助成金の申請手続き、就業規則・賃金規程などの諸規程の改定、労働に関するご相談対応、介護職員処遇改善計画書の作成、介護事業所の実地指導前の準備、立会い、労災保険特別加入申請書の作成、36（サブロク）協定届の作成などのご依頼をいただきました。また、最近では、沖縄県・宮崎県・愛媛県といった県外からもお問い合わせをいただいております。「誠実に」「丁寧に」「説明を尽くす」を当事務所の理念として必要な情報の発信と自己研鑽に努め、ご依頼者様のニーズに適切に、より迅速にお応えしたいと思っております。今後とも社労士事務所オフィスマツムラをご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

【所属】

長崎県社会保険労務士会所属
登録番号 第42190013号（令和1年11月1日登録）
会員番号 第4210326号（令和2年5月1日）

【取得資格】

- ・ケアマネジャー
- ・社会福祉士
- ・行政書士試験合格
- ・社会保険労務士

【経歴】

平成4年4月
社会福祉法人運営の特別養護老人ホームに勤務
令和3年3月31日
上記社会福祉法人を退職
（生活相談員・ケアマネジャーとして従事）
令和2年5月
社労士事務所オフィス マツムラを開業

業務実績、範囲

対応実績

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う雇用調整助成金申請手続き
- ・テレワーク助成金に関する助言
- ・介護職員処遇改善加算に関する助言
- ・就業規則のリーガルチェック・改定
- ・賃金規程のリーガルチェック・改定
- ・職場におけるハラスメントの防止に関する規程作成
- ・労働者名簿、賃金台帳、出勤簿の調製
- ・時間外労働、休日労働に関する協定届（サブロク協定）の作成、届出、作成の支援
- ・要介護認定申請の代行
- ・介護保険に関する相談

など

取り組みたい業務内容

- ・就業規則の作成、チェック、改定の業務
- ・賃金規程の作成・チェック、改定の業務
- ・ハラスメント対策規程の作成
- ・「同一労働同一賃金」の支援の業務
- ・介護事業所の労務管理
- ・「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算」の届出等の業務
- ・労務管理に関する相談指導の業務（コンサルティング業務）

など

なかでも、「介護事業所の労務管理」については、私自身が28年間、特別養護老人ホームに勤務していた経験から、特に自信があります。

業務内容

社労士事務所オフィス マツムラで取り扱う主な業務のご案内です。人事・労務管理に関するご相談、「働き方改革」支援、メンタルヘルス対策、ハラスメント対策、就業規則その他諸規定のチェック・改定、助成金の申請手続き、在職老齢年金その他公的年金・私的年金に関するご相談など「人材がよりよく働く環境づくり」に関する部分のお手伝いをさせていただきます。

人事・労務管理関係（中小企業様、介護事業所様共通）

- ・介護事業所の労務管理に関する相談・助言
- ・時間外・（法定）休日労働の上限規制に関する相談・支援
- ・「サブロク協定」の改定支援
- ・「同一労働同一賃金」に関する相談・支援
- ・年次有給休暇の年5日間付与に関する相談支援
- ・就業規則その他諸規定のチェック、改定
- ・メンタルヘルス対策（ストレスチェックテスト規程作成、ストレスチェックテスト実施支援）
- ・在職老齢年金その他公的年金・私的年金に関するご相談・助言
- ・特定個人情報取扱規程の作成（マイナンバー法）
- ・ハラスメント対策
- ・介護事業所の実地指導立合い（介護事業所さま）
- ・介護報酬請求事務（介護事業所さま） など



手続き関係（中小企業様、介護事業所様共通）

手続き関係につきましては、以下の内容を承ります。

- ・報酬月額算定基礎届
- ・雇用保険・健康保険。厚生年金保険の被保険者資格の取得・喪失手続き
- ・労災保険・健康保険の保険給付申請手続き
- ・育児休業給付金、介護休業給付金の申請手続き
- ・最低賃金の適用除外申請手続き
- ・高齢者雇用継続給付の申請手続き
- ・職業安定法による求人の申し込み
- ・老齢基礎年金、老齢厚生年金、障害基礎年金、障害厚生年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、60～64歳までの特別支給の老齢厚生年金に関するご相談助言、請求手続き
- ・助成金の手続き代行 他



介護事業者様向けサービス

介護事業所さま向けに以下のサービスを実施しております。

- ・実地指導の打ち合わせ
- ・介護事業者様向けの顧問契約
- ・介護事業開業をお考えの方のご相談
- ・セミナー、研修、勉強会の開催



なぜ介護事業に社労士が必要なのか

少子高齢社会の著しい進展による人手不足により、介護事業を取り巻く環境は厳しい状況にあると強く認識しています。また、「働き方改革関連法」の施行により、各種労働法規について改正がなされていることはご承知のことと思います。

しかしながら、この改正された労働法規に逐一对応していくことは、介護施設における多忙な業務を十分に知り尽くしている私が思うことは、介護施設としての本来の業務にくわえて、法改正に対応することで、労働時間が長くなり効率的かつ効果的な業務を行いつらくなると考えております。そこで、その部分を社労士に依頼することで介護施設の従業員さまは本来の業務に専念することができようになります。

個人さま向けサービス

保険、年金、労働関連、各種申請代行や助言も行っております。特に高齢者福祉、介護保険制度、介護保険サービス利用に関するご相談と助言、要介護認定申請書の提出代行はおまかせください。規模の大小に関わらずお気軽にご相談をおまちしております。

お気軽にお問い合わせください！ オンライン対応も行っております！

オフィスマツムラではオンラインによる全国対応を行っております。移動がないためお気軽にご相談をいただける環境、出張費等の経費を削減できる環境をご準備しております。当事務所ではオンライン相談を早期に開始し、ノウハウを身に付けてきました。長崎県に所在しておりますが、これまで全国各地の企業様のサポートをさせていただきました。ご相談はホームページまたはホームページ、フォーム、お電話やメールなどお待ちしております。



オンライン予約フォーム

社労士事務所オフィス マツムラ

〒853-2201
長崎県五島市奈留町浦1667番地
TEL:090-7164-7396
FAX:0959-64-2654
mail:info@matsumura-syaroushi.jp
URL:https://matsumura-syaroushi.jp/

